

富士市職員の退職管理

平成28年10月

総務部人事課

目 次

1. 退職管理制度のポイント	1
2. 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制	2
3. 働きかけ規制の範囲	3
再就職者による働きかけの規制のイメージ	
働きかけに該当しない場合	
再就職者による働きかけが禁止される期間・職務のイメージ	
4. 再就職情報の届出	6
届出が不要な場合	
5. 違反者に対する罰則等	7

◆はじめに

平成28年4月施行された地方公務員法（以下「法」という。）の改正により、再就職した元職員による働きかけの禁止などを主な内容とする、退職管理の適正の確保が求められることとなり、本市においても、平成28年10月に「富士市職員の退職管理に関する条例」を制定いたしました。

これにより、本市を退職して営利企業等に再就職した元職員は、法と条例に基づく退職管理制度の適用を受けることになります。関係の皆様におかれましては、法及び条例の趣旨及び規制の内容をよく理解していただき、適正な職員の退職管理及び市政に対する市民の信頼確保にご協力をお願いいたします。

退職管理制度のポイント

再就職者による働きかけの禁止

再就職者が、現職職員に対して、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼を行うことが禁止されます。

再就職情報の届出の義務化

課長級以上の職についていた再就職者は、再就職先の名称や就任した役職について、離職したときの任命権者への届出が義務付けされます。

違反者に対する罰則

再就職者が法や条例に反して現職職員に対し働きかけを行ったり、現職職員が、その働きかけに応じて不正な行為をした場合には、罰則（懲役又は罰金、過料）が適用されます。

再就職者による依頼等（働きかけ）の規制 (法第38条の2関係)

離職後に営利企業等^(※1)に再就職した元職員（以下「再就職者」^(※2)という。）が、離職前5年間に在職した執行機関の組織等^(※3)の職員に対して、再就職先に関する契約等事務^(※4)について、**離職後2年間**、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼することは禁止されています。（在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や期間が異なります。次ページ参照）

違反した場合

懲役又は罰金、過料

【どのような働きかけが禁止されるのか】

○まず、再就職した元職員が在職していた時の職務に属するものであることが前提となります。

- ★ 再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼
- ★ 公になつてない情報を提供するよう要求、依頼
- ★ 再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼
- ★ 再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼など

上記の禁止されている働きかけを受けた職員は、公平委員会に届け出なければなりません。（法第38条の2第7項）

※1) 営利企業等

営利企業及び営利企業以外の法人（国、地方公共団体、特定独立行政法人を除く。）

※2) 再就職者

離職後に営利企業等に再就職した元職員（一般職に属する職員（臨時の任用職員、条件付採用期間中の職員、非常勤職員を除く。再任用短時間勤務職員、任期付職員は含む。））

※3) 執行機関の組織等

市長部局、水道事業及び公共下水道事業、消防本部、教育委員会、議会事務局、農業委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局

※4) 契約等事務

元職員の再就職先の企業やその子法人と市との間で締結される売買、貸借、請負その他 の契約に関する事務、元職員の再就職先企業やその子法人に対する処分に関する事務

働きかけ規制の範囲

在職中の役職や職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や期間が異なります。

①全ての再就職者

離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対し、離職前5年間の職務に関する契約等事務について、離職後2年間働きかけを禁止。(法第38条の2第1項)

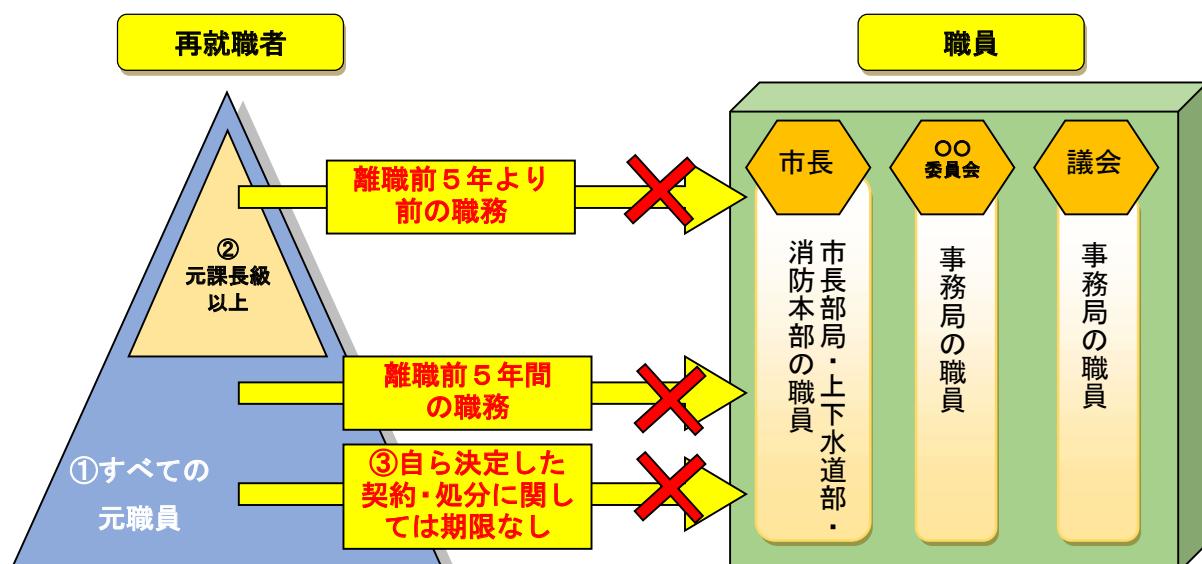
②離職前5年より前に、課長級以上の職の経験がある再就職者

①の規制に加え、離職前5年より前に課長級以上の職に就いていたときの執行機関の組織等の職員に対し、当該5年より前の課長級以上の職の職務に関する契約等事務について、離職後2年間働きかけを禁止。(法38条の2第4項、第8項、富士市職員の退職管理に関する条例第2条)

③再就職者が在職中に自らが決定した契約・処分への働きかけ

①、②の規制に加え、在職した執行機関の組織等の職員に対し、自らが決定した(最終決裁権者となっている場合をいう)契約・処分であって、再就職した営利企業等との間のものについて、期限の定めなく、働きかけを禁止。(法38条の2第5項)

再就職者による働きかけの規制のイメージ



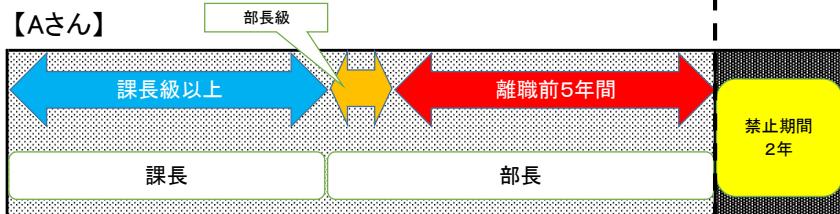
【働きかけに該当しない場合】

- ① 試験・検査・検定など、行政庁から委託を受けてその事務の一部を行う法人に再就職した職員が、当該事務を行うために必要な場合等
- ② 法令や契約に基づく権利行使したり、義務を履行する場合等
- ③ 法令に基づく申請及び届出を行う場合
- ④ 一般競争入札等における、売買、貸借、請負等の契約を締結するために必要な場合
- ⑤ 公開情報の提供を求める場合（一定の日以降に公開することが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）
- ⑥ 電気、ガス、水道に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するものについて、任命権者の承認を得て行う場合

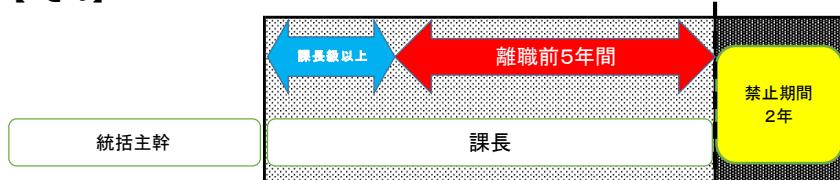
再就職者による働きかけが禁止される期間・職務のイメージ

年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

【Aさん】



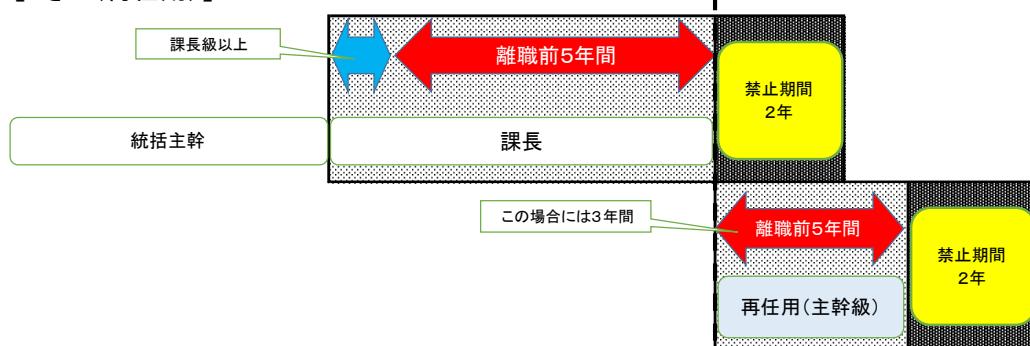
【Bさん】



【Cさん】



【Dさん(再任用)】



【自らが決定した契約・処分に関するもの】

自らが決定した(最終決裁権者)した再就職先と市との間の契約等事務については、無期限で禁止

は、働きかけが規制される職務の対象期間

は、働きかけが規制される期間

再就職情報の届出

(法第38条の6、富士市職員の退職管理に関する条例第3条関係)

再就職者で、課長級以上の職に就いていたものは、再就職情報について、任命権者に届け出なければなりません。

◆ 届出の対象者

課長級以上の職に就いていた元職員

◆ 届出が必要な場合

- ① 営利企業以外の法人その他の団体に就職した場合（報酬を得る場合に限る。）
- ② 営利企業に就職した場合（日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除く。）

※届出の義務付け期間内に、届け出た内容に変更があった場合や離職した場合についても届出が必要です。

◆ 届出の義務付け期間

離職後2年間

◆ 届出事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 離職時の所属及び職
- ④ 離職日
- ⑤ 再就職日
- ⑥ 再就職先の名称
- ⑦ 再就職先における地位
- ⑧ 再就職先の業務内容

◆ 届出の手続き・様式

規則で定める様式に従い、離職した職の任命権者（県費負担教職員は富士市教育委員会）に速やかに提出

【届出が不要な場合】

- ・ 日々雇用の場合
- ・ 富士市職員の退職管理に関する規則で定める場合
 - ① 任命権者の要請に応じて地方公務員又は国家公務員となった場合
 - ② 再任用職員として採用された場合
 - ③ 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、任命権者が定める額以下の報酬を得る場合
 - ④ その他任命権者が届出を要しないと認める場合

違反者に対する罰則等 (法第60条、63条及び64条関係)

法や条例に違反した場合は、次のとおり罰則（過料又は刑事罰）が適用されます。

【罰則の内容】

◆ 再就職者に関するもの

規則違反の内容	制裁措置
再就職者が現職職員に対して、働きかけをした場合(不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。)	10万円以下の過料 (法第64条)
再就職者が現職職員に対して、不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように働きかけた場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (法第60条第4号から第7号まで)

◆ 現職職員に関するもの

規則違反の内容	制裁措置
職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (法第60条第8号)
職務上不正な行為をすること等又は他の職員に不正な行為をするように要求したこと等の見返りとして、営利企業等の地位に就くことの要求等をした場合	3年以下の懲役 (法第63条)

Q & A

【働きかけ規制関係】

Q 「営利企業等」とは？

A 営利企業に加えて、非営利法人（国、地方公共団体等を除く。）のことをいいます。公益法人、NPO法人等も含まれます。

Q 「子法人」とは？

A 営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人のことです。

Q 「再就職者」には、非常勤職員であった者も含まれますか？

A 「働きかけ」が禁止される「再就職者」については、非常勤職員、臨時職員、条件付採用期間中の職員であった者は除かれます。
一方、再任用職員、任期付職員であった者は含まれます。

Q 「働きかけ」が禁止されるのは、営利企業に再就職した場合だけですか？

A 営利企業に限りません。
国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人を除く全ての法人への再就職者が「働きかけ」が禁止の対象となります。

Q 「契約等事務」とは？

A ①再就職者が在籍している営利企業等と市との間で締結される契約
②営利企業等に対する処分に関する事務
のことをいいます。

Q 「処分」とは？

A 行政手続法第2条第2項に規定する処分であり、行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為のことです。

Q 「要求又は依頼」とは？

A 契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）も規制の対象となります。
働きかけの内容が、不正か否かは問いません。

Q 契約や処分に関する「働きかけ」であれば、不正な行為を求めるものではなくても禁止されるのですか？

A 再就職者が現職職員に対し、一定の影響力を有していると考えられることを理由に、本来であれば民間の自由な営業活動であるはずの要求又は依頼を一律に禁止するものです。不正な行為を求めるものでなくとも、契約や処分に関する「働きかけ」は禁止されます。

Q どのような行為が禁止される「働きかけ」に当たりますか？

A 「働きかけ」に当たるか否かは、要求や依頼の内容等を含め、個別に判断する必要があると考えられます。

【禁止される「働きかけ」の例】

※再就職した元職員が在職していた時の職務に属するものであることが前提

●再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼すること

- ・随意契約とすることが認められない案件を随意契約するよう要求
- ・完了検査について、基準を満たさないにもかかわらず認めるよう要求
- ・再就職先の得意とする入札方法となるよう要求

●再就職先企業との契約締結を要求、依頼すること

- ・仕様書案を携え、委託契約締結を検討するよう依頼
- ・出版社に再就職した者が、各学校における副教材の購入を依頼

●公になつてない情報を提供するよう要求、依頼すること

- ・今年度発注予定の公共工事の具体的な発注時期の情報提供を依頼
- ・再就職先企業が落札できるよう、開札前の案件の情報を提供するよう依頼

●処分・認可等に関する要求、依頼すること

- ・再就職先企業への処分を行わないよう、又は処分を甘くするよう要求、依頼
- ・再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼
- ・許可基準を満たしていないにもかかわらず、許可をするよう要求、依頼
- ・再就職先への補助金の交付を要求、依頼
- ・本来公文書公開請求で依頼すべきものを、その手続きなしで提供するよう要求、依頼

Q 「働きかけ」に該当しない場合とは、どういう場合ですか考えられますか？

A

【該当しない「働きかけ」の例】

●行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するため必要な場合

- ・市から委託された業務の実施に必要な公開されていない情報の提供を求める場合

●法令、国等との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合

- ・契約に基づき市が代金の支払義務を負っている場合に、それを要求するような場合
- ・法令違反の事案を発見した場合に取締りを求めるような場合

●法令に基づく事業免許の申請を行う場合

- ・法令に基づく事業免許の申請を行う場合

●一般競争入札等による契約を締結するため必要な場合

- ・一般競争入札の入札会場において入札に参加する場合

●法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合

- ・一般に公にされている又は公にされることが予定されている情報に関して単に質問を行う場合

●公務の公正性の確保に支障が生じない場合として任命権者の承認を得た場合

- ・電気、ガス又は水道水の供給や日本放送協会による放送の役務の給付に関するもののほか、その他職員の裁量の余地が少ないものを要求又は依頼する場合

承認を得るには、「再就職者による要求又は依頼の承認申請書」で申請していただく必要があります。様式は富士市ウェブサイトからダウンロードできます。

Q 名刺の配布や着任・退任・年末年始の挨拶等も禁止されるのですか？

A これらの行為は一般的には働きかけに当たらないと考えられます。

Q 「働きかけ」の規制の対象は条例の公布以降の再就職者からでよいのですか？

A 離職後2年間は規制の対象になりますので、例えば、平成27年4月に再就職された元職員の方についても、平成29年3月31日までは規制の対象となります。

Q 自らが決定した契約・処分の「自らが決定した」とはどのような場合ですか？

A 契約又は処分に関して、最終的な決裁者として決裁を行った場合

Q 組織改正等により、在職していた当時の所属が廃止されていた場合は、どの所属が「働きかけ」の規制の対象所属となりますか？

A 条例及び規則においては、「類する者」として記載されているが、当時行っていた業務を引き継いだ（移管された）所属への「働きかけ」は禁止となります。

例えば、教育委員会で就いていた職が廃止され、その業務が市長事務部局に移管された場合の市長事務部局の所属に属する職員。

Q 再就職者から働きかけを受けた職員はどうすればよいですか？

A 公平委員会へ届け出る必要があります。

Q 営利企業等に再就職することは問題ないですか？

A 営利企業等に再就職することは問題ありません。

ただし、現職職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束した場合には、罰則があります。

【再就職情報の届出関係】

Q 再就職情報の届出の対象者は？

A 課長級以上の職の経歴がある者です。

Q 再就職について届け出た後、離職後2年以内に再就職先を退職した場合は、届出が必要ですか？

A 再就職先を退職した場合についても、そのことを届け出る必要があります。なお、その後に再就職した場合には、本市を離職後2年以内であれば、その再就職情報を届け出る必要があります。また、再就職情報として届け出た内容に変更があった場合も、離職後2年以内であれば届け出る必要があります。

Q 届出が必要な場合は？

A ①営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）

②営利企業の地位に就いた場合

なお、以下の場合には届出の必要はありません。

・営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いたときであって、報酬を得ない場合

・営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いたときであって、採用日から起算して1年間の報酬が103万円以下の場合

・日々雇い入れられる者である者

・富士市に採用された場合（雇用形態は問いません。）

・任命権者の要請に応じて地方公務員又は国家公務員となった場合

Q 届出が義務付けられている期間は？

A 職員を離職後2年間。

Q 再就職先情報の届出は条例の公布以降の再就職分からでよいのですか？

A 離職後 2 年間は再就職した場合には、その都度届出が必要となりますので、平成 27 年 3 月末に退職された元職員の方についても、平成 29 年 3 月 31 日までは届出が必要となります。

Q 届出書はいつまでに出さないといけませんか？

A 事実が発生した場合は「速やかに」届け出ることとなっています。概ね 1 ヶ月以内を想定しています。

Q 「再就職に係る届出書」の様式はどこにありますか？

A 富士市ウェブサイトからダウンロードできます。